

# HELLO WORK information

月刊

ハローワーク日田

日田公共職業安定所広報  
2026年7月号

## contents

- ① ハラスメント対策が強化されます！ P1
- ② 雇用管理セミナーのご案内 P2
- ③ 「働き方改革推進支援センター」にご相談下さい！ P2
- ④ 求人申込みのポイントについて P3
- ⑤ セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ P4
- ⑥ 管内労働市場の動き P4



三隈川（日田市）

《事業主・労働者・求職者の皆さまへ》

事業主の防止措置が義務化されます！

# 1 ハラスメント対策が強化されます！

改正男女雇用機会均等法及び労働施策総合推進法等により、令和8年10月1日から、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策、カスタマーハラスメント対策が義務化されます。各事業所におかれましては、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談体制の整備など法施行に向けたご準備をよろしくお願いいたします。

【求職者等に対するセクシュアルハラスメント】事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

詳細は  
こちらあかるい  
職場応援団

【職場におけるカスタマーハラスメント】

職場において行われる①顧客等が行う、②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境が害されることであり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

求職者等セクシュアルハラスメント 厚生労働省  
対策リーフレット

「希望」の会社を「失望」に変えない

# NO!

求職者等セクハラ



求職者等セクハラ防止措置が事業主の義務になります  
2024年10月1日から労働施策総合推進法により、事業主が雇用する労働者によるセクハラ防止措置が事業主の義務になります。周知・啓発、相談体制の整備など法施行に向けたご準備をよろしくお願いいたします。

求職者等とは？

求職者だけでなく、インターンシップや教育実習などの参加者も含まれます。

求職活動等とは？

SNS等オンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

求職者等セクハラは、  
企業にとって大きな  
リスクが生じる重大な  
問題です！

■お問い合わせ先  
大分労働局  
雇用環境・均等室  
097-532-4025

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



2026年10月1日から  
カスハラ防止措置が  
事業主の義務となります。



【記事の訂正とお詫び】 本刊6月号1ページ掲載の高年齢・障害者雇用状況報告の提出期限は7/15(水)の誤りでした。お詫びの上、訂正いたします。

オンライン実施！

《事業主の皆さまへ》

2

## 「見極め、心をつかむ面接と入社後フォロー」セミナー開催

大分労働局では就職氷河期世代を含む中高年世代の方々の安定就労を実現するため、今年度も「中高年世代活躍応援プロジェクト」による委託事業を実施しており、その実施事業の一つとして、標題の雇用管理セミナーをオンラインで実施します。

内容につきましては、選考時の見極め、ミスマッチを防ぐための工夫、入社後の定着に向けたフォローのあり方などに加えて、“採用選考時における AI 活用のポイント”など AI で効率化する採用選考についても盛り込まれたプログラムです。この機会にぜひご聴講ください。

申込はこちら



日時

8月5日(水) 13:00~14:30

形式

オンライン配信 (Zoom ウェビナー形式)

対象

大分県内の人事採用責任者・担当者

プログラム

- ▶ 選考時に見極め、惹きつけるための面接術とは
- ▶ ミスマッチを防ぐための選考・面接の工夫
- ▶ 入社後の関係構築やフォローの在り方
- ▶ 採用選考時における AI 活用のポイント

受講料無料！

講師

笹木 耕介氏 (株)HRトリガー代表取締役

2005 年、企業研修人事コンサルティング会社の設立に参画。2013 年に執行役員へ就任。研修講師としても上場企業をはじめ年間 100 回以上登壇。2019 年、株式会社 HR トリガー設立。階層別研修の設計・登壇、採用・人事制度構築など幅広く HR 支援を手がけている。著書に『採用現場の教科書 中小企業が新卒採用で成功するためのシンプルな方法(セルバ出版)』など。

問合わせ先：大分中高年応援プロジェクト事務局 0120-946-059 (受付時間/平日10:00~18:00)  
oita-middle@3140pa.com

《事業主の皆さまへ》

3

## 「働き方改革推進支援センター」にご相談下さい！

厚生労働省では、働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として「働き方改革推進支援センター」を開設しています。センターに配置している社会保険労務士などの専門家が、無料で事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行います。お気軽にご利用ください。

- ◇採用できない・定着しない
- ◇モチベーションを上げることが難しい
- ◇賃金制度を見直したい
- ◇高度な仕事で活用したい

「職務評価コンサルティング」  
がお役に立ちます！

**職務評価コンサルティングとは？**  
職務(仕事)の内容を分析し、その大きさ(困難度・責任度合)をポイントで評価することにより、基本給の均等・均衡を確認し、均等・均衡がとれた賃金制度を設計することを支援するコンサルティングです。

専門研修を受講した  
社労士が、会社までお  
伺いして、懇切丁寧に  
相談に  
応じます！

職務評価  
コンサル  
ティング  
の詳細は  
こちら↓



センター  
の詳細は  
こちら↓



中小企業・小規模事業者の皆さまへ  
こんなお悩みありませんか？

- ☑「働き方改革」で何から手を付けたら良いかわからない。
- ☑最低賃金が上がっているの、どう対応したらよいかわからない。
- ☑パートタイマーと正社員の賃金を見直したい。(同一労働同一賃金)
- ☑残業を減らしたい。
- ☑いろいろな助成金があるが、使い方がわからない。
- ☑就業規則を見直したい。
- ☑36協定の作り方を知りたい。
- ☑働き方の選択肢を増やしたい。
- ☑多様な正社員制度・選択的週休3日制・勤務時間インターバル制度などこれらは経路の一つです。

ぜひ！  
働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が全支援無料で以下の支援を行っています。

|                                                                 |                                         |                                                   |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|
| <b>コンサルティング</b><br>ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。 | <b>個別相談</b><br>電話・メール・来所による個別相談を行っています。 | <b>セミナー開催</b><br>全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。 |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|

大分働き方改革推進支援センター

〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0120-450-836 FAX 097-529-6677

MAIL oita@workstylereform.net

https://tatapraki.kanagawa-nishi.jp/consultant/

WEB 大分働き方改革推進支援センター 検索



令和8年度 厚生労働省委託事業  
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業  
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

## 4

《事業主の皆さまへ》

## 求人申込みのポイントについて

ハローワークで求人申し込みの際に、**不備や問題の多いポイント**をまとめました。求人申し込みの参考にしてください。

ご不明な点があればハローワーク日田求人・職業相談部門までお問い合わせください。

TEL: 0973-22-8609

## &lt;年齢に関するポイント&gt;

**原則、労働者の募集・採用時に年齢制限を設けることはできません。**ただし、例外事由に該当する場合のみ年齢制限が可能です。

※**定年を上限とする場合**  
期間の定めのない労働契約（無期雇用）の場合のみ可能です。  
有期雇用の場合は、**就業規則に有期雇用の上限（雇止め規定）がある場合でも、募集時には年齢制限はできません。**  
※裏面の定年制は「なし」で作成してください。

※**労働基準法等の規定により年齢制限がある場合**  
労働基準法第62条の危険有害業務のため18歳以上等

※**若年者を雇用する場合**  
長期雇用によるキャリア形成のため、若年者を期間の定めのない労働契約の対象として

・職業経験不問  
・新規学卒者以外の場合、新規学卒者と同等の処遇を要件として募集する場合にのみ可能ですが、**単に「若い人を採用したい」などの場合には該当しません。**

上記はよくある例外事由です。その他にも例外事由があります。

求人票（フルタイム）の記入例。年齢制限に関するポイントが示されています。

## &lt;賃金・手当に関するポイント2&gt;

## 固定残業代（c）

固定残業代（名称によらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金）制を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等及び固定残業時間を超える時間外労働等には割増賃金を追加で払うことを明示することが必要です。

【記入例】時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、〇時間を超える時間外労働は法定どおり追加で支給

**（基本給（a）＋定額的に支払われる手当（b））÷月所定労働時間（就業時間と年間休日数で計算）×1.25（法定割増）×残業時間で金額が不足していないことが必要です。**

※変形労働時間制の場合は事業所で定めた所定労働時間で計算します。

## その他手当記事項（d）

固定的に支払われない歩合給や支給条件のある資格手当、家族手当等の記載をすることができ、【賃金例：勤続●年■歳の年収○○万円】など実績等の記載も可能です。

## &lt;賃金・手当に関するポイント1&gt;

**採用時に支払われる金額を記載します。**長く勤めればこれ位もらえていくというような見込み額は記載できません。

## 基本給（a）

※必ず毎月支払われる額を記載します。  
※残業代や各種手当などは含めません。

## 定額的に支払われる手当（b）

※必ず毎月支払われる額を記載します。

資格手当0円～15,000円の場合、支払われない人がいますので、（d）に記載します。

※家族手当や住宅手当などは、「配偶者がいる場合」や「本人が契約している住宅の場合」など、条件がある場合は（d）に記載します。（一律支給する場合は（b）に記載できますが、「住宅（一律）」など、必ず支給される旨がわかるように記載します。（d）へ説明を記入する方法でも構いません。）

※キャリア形成で年齢を制限している求人の場合は、未経験の方を採用した場合の賃金を記載してください。

## &lt;労働時間に関するポイント&gt;

※**1日の勤務時間が8時間を超える場合は、「変形労働時間制」でなければいけません。**

※交替制で就業時間が3種類以上ある場合は「就業時間に関する特記事項」の欄に記載してください。

※「又は～」の間の●時間の欄は、6:00～22:00の間の8時間のように、勤務時間に幅があり、その間の8時間勤務してもらう場合に使用します。そのため、（1）のように就業時間が9時間で休憩が1時間ある場合には8時間勤務となりますので、「又は～」の欄は使用しません。

※**労働時間は、法定労働時間を超えてはいけません。**  
1日8時間勤務の場合は…週に5日の勤務で週40時間となるため、毎週2日（年間104～105日）以上の休日が必要です。これを超える場合は「残業代の支払い」や「変形労働時間制の利用」が必要となります。

## &lt;その他2&gt;

※**「男性希望」、「女性希望」など性別の指定はできません。**（一部例外あり）  
※「やる気があり積極的に仕事に取り組んでくれる人を募集」や「明るく元気な人を募集」などは、公正な採用選考の観点から不適切となります。

## &lt;時間外労働時間に関するポイント&gt;

※**時間外労働時間が平均30時間を超える場合は「36協定における特別条項」が「あり」でなければいけません。**

「特別な事情・期間等」の監督署へ届け出た内容を記載してください。

【記入例】「〇〇などは、1日〇時間まで、〇回を限度として1ヶ月〇〇時間まで、1年〇〇〇時間までできる」  
※年間休日数は「休日等」との整合性を確認してください。土休みの場合は年間休日数が104～105日（年により変動あり）となります。休日は原則0時～24時に勤務がない日です。そのため、半日休や夜勤明けの日などは休日とはなりません。

求人票（フルタイム）の記入例。労働時間に関するポイントが示されています。

## &lt;休日等に関するポイント&gt;

※**休日は必ず休める曜日を記載します。**  
隔週土曜日休みの場合などは、「土曜日」は休日となりません。

※**6か月経過後の年次有給休暇は法定日数以上でなければいけません。**また、パートタイムの求人で「週所定労働日数」に幅がある場合は、労働日数の下限の有給休暇日数を記載してください。

## &lt;その他1&gt;

営業電話対策として…  
※**連絡先を非公開（0表示）にできません。**  
※採用担当の欄には「求人掲載の営業はお断り」等の表記ができます。

## &lt;労働条件等に関するポイント&gt;

※各種保険は採用時に加入するものを記入します。雇用労働者がおらず採用後に雇用保険に加入する場合は「その他」を選択し、「採用後加入」と記入してください。

※パートタイムで出勤日数・出勤時間に幅がある場合は、**下限の労働時間で雇用した場合に加入する保険を選択してください。**

※**有期雇用労働者を募集する場合は年齢制限ができません。**その為、定年制・再雇用などは「なし」を選択してください。（採用後に、就業規則に定める契約更新の上限が適用されることは問題ありませんが、採用時には適用できません。）

労働時間は原則1日8時間、週40時間を超えてはいけません（44時間特例を除く）。超える場合は「36協定」を監督署に提出し「残業」とするか、「変形労働時間制」を利用し一定の期間内で調整する必要があります。

年次有給休暇はフルタイム・パート・正社員・臨時など名前に関係なく、要件を満たしていれば付与しなければなりません。一般的なフルタイムの場合は10日の付与が必要です（勤務年数により増加します）

## 5

## セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

## 就職支援セミナー＆個別相談

事前  
申込み

7/28 火

13:30～15:30 セミナー 15:30～16:30 個別相談(希望者)  
会場:ハローワーク日田 大会議室  
求職活動の進め方、自己分析、応募書類作成方法、成功  
する面接法など、専門講師によるセミナー(定員12名)  
【申込み】ハローワーク日田まで

## 福祉のしごと相談会

当日  
受付

7/14・28 火

13:00～15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験  
などの相談・情報提供  
【問】日田市福祉人材バンク ☎0973-24-7590

## 心の健康相談

事前  
予約

7/2・9・16・23 木

10:00～12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
就職に対する心理的不安に、専門の精神保健福祉士による  
相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク日田まで

## 看護職の就職相談会

当日  
受付

7/7 火

10:00～12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩  
み、施設見学などの相談・情報提供  
【問】大分県ナースセンター ☎097-574-7136

## おおいたサポステ出張相談会

事前  
予約

7/10・24 金

11:00～15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、  
就職に向けてサポート(15～49歳対象)【予約】おおいた  
地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

## ミニ企業説明会(予定)

当日  
参加

7/1・8・15・22・29 水

9:30～16:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
参加希望の事業所の方は、事前にハローワーク日田求人係  
へお申し込みください。なお、上記以外の日でも申し込み  
できる場合がありますので、お問い合わせください。

## 6

## 管内労働市場の動き

| 項目           | 令和8年<br>5月 | うち男    | うち女    | 前月     | 令和7年<br>5月 | 前年<br>増減 |
|--------------|------------|--------|--------|--------|------------|----------|
| 新規求職者数       | 304        | 136    | 168    | 540    | 324        | ▲20      |
| うち55歳以上      | 151        | 79     | 72     | 282    | 137        | 14       |
| 有効求職者数       | 1,561      | 725    | 836    | 1,571  | 1,456      | 105      |
| うち55歳以上      | 731        | 368    | 363    | 724    | 631        | 100      |
| 新規求人数        | 434        | *      | *      | 562    | 460        | ▲26      |
| 有効求人数        | 1,334      | *      | *      | 1,367  | 1,407      | ▲73      |
| 就職件数         | 133        | 68     | 65     | 117    | 153        | ▲20      |
| うち55歳以上      | 45         | 23     | 22     | 48     | 60         | ▲15      |
| 新規求人倍率       | 1.43       | *      | *      | 1.04   | 1.42       | 0.01     |
| 有効求人倍率       | 0.85       | *      | *      | 0.87   | 0.97       | ▲0.12    |
| 適用事業所数       | 1,883      | *      | *      | 1,887  | 1,921      | ▲38      |
| 被保険者数        | 21,194     | 11,063 | 10,131 | 20,943 | 21,470     | ▲276     |
| 受給資格<br>決定件数 | 126        | 51     | 75     | 156    | 145        | ▲19      |
| 受給者実人員       | 414        | 181    | 233    | 340    | 357        | 57       |

求人・求職バランスシート 令和8年5月

